

# 道路の小規模工事・維持管理等における景観向上策の提案

(研究期間：平成29年度～平成30年度)

道路交通研究部 道路環境研究室

主任研究官 小栗 ひとみ 室長 間瀬 利明 研究官 長濱 庸介



(キーワード) 道路景観、景観向上策、小規模工事、維持管理

## 1. はじめに

国土交通省では、2017年10月に「道路デザイン指針(案)」の改定および「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン」の策定を行った<sup>1)</sup>。国総研では、これら指針等に示された考え方・方針を踏まえ、小規模工事・維持管理等において、コストを抑えつつより良好な景観や道路環境を創出するための具体的な手法について研究を行っている。

## 2. 小規模工事・維持管理等における景観向上の考え方

### (1)道路附属物を「減らす」という考え方の提案

道路空間には、多様な主体が設置した様々な道路附属物等(防護柵、標識・照明柱、ソフトポール等)が存在する。個々の道路附属物等は小さくても、数が多くなれば、道路景観は雑然とした印象になる。維持管理のための人員・予算が縮減傾向にある現状にあっては、最小限の道路附属物等で必要な機能を満たすという考え方が必要である。道路附属物等を新たに設置する場合には、機能が重複する既設の道路附属物等の撤去や整理を検討し、道路附属物等の総量を抑えることで、維持管理のためのコスト・労力の低減と、景観向上を同時に実現することができる。



図-1 「小型化・小規模化」の例

全面カラー舗装からライン塗装に変更することで、景観障害の低減を図り、また塗装面積の減少および車のタイヤが乗りにくい位置の塗装により、修繕の頻度も下がる。

### (2)維持管理における景観向上の方向性

維持管理においては、「代替」(他の部材や施設に変更する)、「撤去」(重複した施設を取り去る)、「小型化・小規模化」(小さく見える工夫を行う)、「整理」(蓄積された数多くの施設を揃え整える)、「集約」(同種、異種の施設をひとつにまとめる)の5つの視点から、具体的な景観向上策を検討している(図-1)。

### (3)暫定供用時の景観向上の方向性

暫定供用であっても、その期間が長期にわたる場合には、未供用部分も含めて、周辺住民や道路利用者の日常的な景観となることから、完成供用と同様の景観配慮が求められる。そこで、①空間の積極的な有効利用、②締切り施設等を設置しない、③やむを得ず設置する場合には生活環境維持の観点から景観に配慮する、という考え方にに基づき具体的な景観向上策を検討している(図-2)。

## 3. 今後の予定

本研究の成果は、「小規模工事・維持管理等における景観向上のための工夫・ヒント集(仮称)」にとりまとめ、国総研資料として公表する予定である。

☞詳細情報はこちら

1) 国土交通省HP：[http://www.mlit.go.jp/report/press/road01\\_hh\\_000896.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000896.html)



図-2 「空間の積極的な有効活用」の例

単管パイプを撤去し、道路拡幅用地を暫定歩道空間として利用させることで、歩行者の使い勝手が格段に向上する。